2　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県について、前項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条第一項柱書（見出しを含む。）	第四条の五第一項各号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項各号
附則第八条第一項第一号	第四条の五第一項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第一号
	所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）
附則第八条第一項第二号	第四条の五第一項第二号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第四条の五第一項第二号
	所得割額	所得割額（一般被保険者に係る額に限る。）
	被保険者均等割額	被保険者均等割額（一般被保険者に係る額に限る。）

（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正）

第四条　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎市町村標準保険料率）	（基礎市町村標準保険料率）
第二十七条　（略）	**第二十七条**　（略）
2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。	2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる額の合算額	二　次に掲げる額の合算額
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額	ニ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入（法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。）の額
3～15　（略）	3～15　（略）